



相続士 酒井俊雄 090-6671-9268  
日本相続士協会登録 551003  
京都市中京区壬生淵田町 32 番地  
一般社団法人 家族信託普及協会 認定コーディネーター

平成 29 年 5 月 13 日

早いもので 5 月も半ばとなってしまいました。アメリカのトランプや北朝鮮は心配ですがまずは、目の前の心配事は何でしょうかね？

相続の問題を考えて 10 年を過ぎました。資産管理や相続対策としてのアパートやマンションが有効な手段として利用され、数多く建てられ賃貸マンションに住むことも一つの文化のようにとらえられ、都市部におけるマンションは過剰な状況がうかがえます。最近東京のセミナーへ参加し、東京の業者(不動産管理)と話す機会がありました。東京ではオリンピックを見据えて建設業界は活況ですが、マンションの売れ行きは下がりつつあるようです。一方では銀座の土地の価格はバブル時代を超えて坪あたり 2 億円もあるようです。おかしくないですか？

バブルを経験した世代としては、危険なものを感じます。銀行の融資競争にも(賃貸マンション)メスが入るでしょう。融資残高が非常に増えているようです。

#### 超高齢化社会における2つのリスク

超高齢化社会における財産管理には2つのリスクがあります。

一つは、認知症など判断能力の低下・喪失により、本人の意思を本人や家族が自由に動かせなくなる、いわゆる「資産凍結リスク」です。たとえば、認知症の父親名義の定期預金を解約したい、父親名義の土地を売却して介護資金を捻出したい、という家族の希望があっても、父親本人に対して意思の確認ができなければ、預金を払い戻すことも不動産を売却することもできません。

詐欺や横領、替え玉による本人のなりすましを防ぐ意味では、本人の意思を確認する作業は大切なことですが、本人や家族がこの“本人確認”の壁に阻まれ、望むべき財産管理や財産の消費・有効活用ができなくなるのは大きなリスクです。

本人の意思確認ができなければ「成年後見制度」を利用するという選択肢しか残されていません。しかし制度の趣旨から様々な制約があり、後見人となる家族の負担も大きいことから利用をためらう人も多くいます。

もう一つは「長寿リスク」です。今日は医療・介護等の発展により、在宅や入院・

入所先で長生きする人が増えています。大変喜ばしいことなのですが、本人や家族から見れば、老後の生活・介護・入院資金がどれだけ必要になるか、まったく予測できない事態なのです。そのため、元気なうちに自分で思う存分使いたくても使えない、子や孫にあげたくてもあげられない・・・という悩みを抱えています。

“老老介護”や“老々後見”のリスクも認識しなければなりません。自分が元気なうちに老後の希望と現有資産をできるだけ家族(子だけでなく孫の代まで)にオープンにして、老後の生活設計・収支シミュレーションを踏まえた財産管理の仕組みを構築する必要があります。

「**家族信託**」はこれらのためのひとつの選択肢として大きな可能性を秘めています。

\*この度 一般社団法人 家族信託普及協会 のコーディネーターとして認定されました。今後は各専門家(司法書士・税理士・土地家屋調査士・FP)とチームを構成し、取り組んで参ります。話を聞いてみたい方はお気軽に連絡ください。